

2026年5月31日

連絡先:

金杜法律事務所

特許部 パートナー弁理士 馬立栄 (日本語可)

北京市朝阳区東三環中路1号環球金融中心弁公楼18階

malirong@cn.kingandwood.com

D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

## 政策とニュース

### 国家知識産権局、記者会見に出席し、2025年の知的財産権事業の発展状況を紹介

- 2026年4月23日、国務院報道弁公室は記者会見を開き、国家知識産権局が2025年の知的財産権事業の重要な進捗状況を以下のとおり紹介した(参照リンクはこちら)。2025年は「第14次5カ年」計画の最終年である。知的財産権事業における新しい重要な進展を促した。これには、以下の業績などが含まれる。
- 知的財産権の法治確立の面では、『外国関連の知的財産権紛争処理に関する国務院規定』([https://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq\\_2/r](https://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq_2/r))が公布され、『集積回路レイアウト設計保護条例』、『著作権法実施条例』、『国防專利条例』などの法規改正が引き続き進められた。また、『営業秘密保護規定』が公布され、営業秘密の行政保護体制が一層整備された。『不正競争防止法』および『植物新品種保護条例』の改正が完了し、「商標法(改正草案)」が全国人民代表大会常務委員会の第1回審議を通過した。
- 知財創造の質の面では、1年間で合計97万2000件の発明專利が授権され、420万6000件の商標が登録され、1067万7000件の著作権が登録された。また、104の地理的表示製品が認定され、団体商標、証明商標として51件の地理的表示の登録が許可され、6986件の植物新品種権が付与された。中国は、世界で初めて有効な発明專利が500万件を超えた国となり、量子技術、バイオ製造、ブレイン・マシン・インターフェース、6G通信などの未来型産業において、一連の重要なコア技術の專利ポートフォリオを形成するようになった。

- 4) 知的財産権の保護の面では、市場監督部門が専利、商標などの違法事件を3万7000件調査・処理した。知的財産権部門は、専利侵害紛争に関する行政裁決事件を9,341件終結させ、知的財産権調停事件6万2000件の処理を指導した。全国の税関は被疑侵害の輸出入貨物を累計で3万8000ロット押収し、被疑侵害に関わる貨物は7575万件であった。裁判所は、さまざまな知的財産権事件を54万件終結させた。検察機関は、知的財産権侵害罪で1万9000人を起訴し、知的財産権に関連する民事・行政・公益訴訟事件を3658件処理した。公安機関は、さまざまな知的財産権侵害および偽造品・粗悪品の製造販売に関わる犯罪事件を2万6000件立件し、捜査を行った。知的財産権保護に対する社会の満足度は82.81ポイントに上昇し、過去最高を記録した。
- 5) 知的財産権の運用効果の面では、専利の商用化・運用に関する特別行動の各目標任務が順調に達成され、大学および研究機関の専利産業化率はそれぞれ10.1%と17.2%まで上昇した。特別行動の開始以来、全国の専利譲渡・ライセンスの登録件数は累計で145万8000件に達し、行動開始前と比較して48%増加した。専利に関連する全国の技術契約の成約額は1兆11800億元に達し、前年比で18.8%増加した。全国の知的財産権使用料の輸出入総額は4253億5000万元に増加し、そのうち輸出は前年比で26.3%増加した。専利集約型産業と著作権産業の付加価値がGDPに占める割合は、それぞれ13.38%、7.46%まで上昇した。

## 国家知識産権局、2025年の専利復審・無効化の典型的事例を公表

国家知識産権局は先般、注目度が高く、影響力が大きく、指導的価値がある、2025年の専利復審・無効化の典型的事例10件（以下「典型的事例」、[参照リンク](#)はこちら）を選定し、専利審査基準を詳細に説明して、専利保護のルールを明確にした。典型的事例は、生物医薬、海洋技術、意匠、通信規格、人工知能など、複数の技術分野に及んでおり、その主な内容は以下のとおりである。

- 医薬化学分野では、事例1~4によって、進歩性評価と実験データの審査基準が体系的かつ詳細に説明された。事例1（1F598613号復審事例）では、「異種3倍体ホタテ貝の製造方法」について、技術的效果に基づく進歩性認定と公知の常識の判断ルールが説明された。事例2（4W119517号無効事例）では、「医薬品組成物」について、実験データの証明力の判断と相乗効果作用の評価方法が詳細に説明された。事例3（4W118971号無効事例）は、C型肝炎を治療する世界初の特効薬に関するもので、化合物保護において立体配置が網羅する範囲が明確にされた。事例4（4W118141号無効事例）では、「保護のための開示」という立法の趣旨から、追加提出された実験データの審査基準が体系的かつ詳細に説明された。
- 意匠・通信分野では、事例5~6で特定の審査原則の適用ルールが説明された。事例5（6W128254号無効事例）では、「ボトル」の意匠専利

について、関連する「ラベル」の事例と照らし合わせて、「全体的観察、総合的判断」の原則の典型的な適用が示された。事例 6（4W116431 号無効事例）は H. 265 標準必須特許に関するもので、権利認定手続きにおけるクレームの保護範囲の理解に関するルールと、映像符号化分野における革新的貢献の認定方法が詳細に説明された。

- 人工知能および手続き規制の面では、事例 7-10 によって新興分野の審査基準が整備され、重要な手続きのルールが確立された。事例 7（4W118569 号無効事例）では、「音声に基づく動画生成」の專利について、進歩性の「3 ステップ法」の判断において適用シナリオやモデル学習方法などの要素が全面的に考慮され、「人工知能プラス」（※ 訳注：人工知能とさまざまな業界・分野との融合のこと）分野の審査基準が整備された。事例 8（4W120605 号無効事例）は、信義誠実の原則に違反する無効審判請求を法に従って棄却した初の事例であり、無効審判手続きの濫用を規制し、公平な市場競争を保護するという審査理念が明確かつ詳細に説明された。事例 9（4W117759 号無効事例）では、「光学イメージングシステム」の專利について、ソフトウェアのソース、タイプ、機能、動作適合性の 4 つの次元から総合的に考慮され、ソフトウェアによる従来技術の再現の立証および認定のための審査の方針が整備された。事例 10（1F490428 号復審事例）では、AI 大規模言語モデルによって生成されるコンテンツは、データソースやアルゴリズムモデルなどの多重の要因の影響を受けるため、従来技術の状態を客観的に反映したり、当業者の認識レベルを表したりするには不十分であることが明確にされた。

## 事例

### 最高院：侵害警告の対象が不明であり、裁判所は非侵害の確認を支持

#### 事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は、上訴人である南昌市の医療科技有限公司（以下、「D 社」）および龔氏と、被上訴人である医療科技發展（上海）有限責任公司（以下、「A 社」）および長沙市の医療科技有限公司（以下、「B 社」）との間の、專利権非侵害の確認をめぐる紛争事件について終審判決を下した。最高院は、南昌市の会社および龔氏の上訴を棄却し、上海知識産権法院が下した一審判決を維持し、A 社および B 社が製造、販売、販売の申し出を行った磁気共鳴イメージング強化ソフトウェア製品（以下、「本件製品」）は D 社保有の本件發明專利権を侵害していないことを確認した。

本件專利の名称は、「加速画像の最適化方法、システム、装置および記憶媒体」（以下、「本件專利」）であり、專利番号は 202210327800.9、出願日は 2022 年 3 月 30 日、授權公告日は 2022 年 7 月 1 日、專利権者は D

社である。本件製品は、磁気共鳴イメージング強化ソフトウェアであり、登録者はB社であり、A社が対外的な販売の責任を負っている。

2022年11月、龔氏は、A社とB社の投資者である資本側に対し、会社のメールで「侵害通知」を送信し、宮氏（※訳注：A社およびB社の執行役員）がC社で取り扱う製品がPET・MR再構成強化機能に関わっており、当該製品はD社の本件専利権を侵害していると主張した。同時に、投資リスクに注意するよう投資者に促した。

宮氏が中国国内で株式を保有する会社には、A社、B社、C社が含まれる。A社とB社は、投資者からの通知を受け取った後、D社と龔氏に対し、侵害警告の撤回と事実関係の明確化を求める弁護士書簡を送付した。龔氏は、弁護士書簡を受け取ってから2ヶ月以内に警告を撤回せず、侵害訴訟も提起しなかった。このため、A社とB社は専利権非侵害を確認する訴訟を提起した。

一審裁判所は審理の結果、A社とB社は本件専利権を侵害していないとの判決を下した。D社と龔氏は一審判決を不服として最高院に上訴し、主に以下の点を主張した。すなわち、当該書簡はA社、B社およびその本件製品を対象としたものではなく、両社が影響を受けたと一審裁判所で認定したことには事実誤認がある。A社とB社は、本件専利権を侵害していないことを証明する責任を負うべきであり、当該通知が両社およびその製品を対象としていないとD社と龔氏が確認したことだけを理由に、本件製品が侵害を行っていないと直接認定することはできない。

最高院は二審において、本件二審の争点は、（一）専利権非侵害を確認する本件訴訟を提起する権利をA社とB社が有するかどうか、（二）A社とB社が本件専利権を侵害していないと認定した一審判決は正しかったかどうか、であるとし、次のような認識を示した。

第一の争点について、「侵害通知書」ではA社とB社が直接名指しされてはいないものの、宮氏が管理する国内関連会社および関連製品の機能と合わせると、当該通知書の内容は、両社とその製品が潜在的な侵害訴訟の範囲内にあるとするのに十分である。弁護士書簡を受け取ってから2ヶ月以内に龔氏が警告を撤回せず、侵害訴訟も提起しなかった状況では、関連行為によってその生産経営に生じた不安な状態を解消するために、A社とB社は、非侵害を確認する本件訴訟を提起する権利を有する。

第二の争点について、最高院は以下の認識を示した。第一に、D社と龔氏は、一審の答弁および管轄権の異議申し立てのいずれにおいても、「侵害通知」の対象はA社、B社およびその本件製品ではなく、第三者およびその製品であると確認したが、これらの陳述は、自己にとって不利な事実の確認にあたる。第二に、一審および二審の期間においてD社と龔氏は、本件製品および本件専利の技術的特徴の比較に関連する主張を行っていない。これに対しA社とB社は、一審において、法廷での比較用に本件専利の技術的特徴の比較表を提出した。また、D社と龔氏は出廷して訴訟に参加することなく、証拠検証や反論などの訴訟上の権利を放棄したものとみ

なされるため、法的に不利な結果を負うべきである。第三に、本件は「侵害通知書」が引き起こした専利権非侵害の確認をめぐる紛争である。D社と龔氏が、A社、B社、および本件製品は当該通知書の指摘対象ではないことを確認し、かつ本件製品と本件専利との技術的比較を放棄した状況において、本件製品は本件専利権を侵害していないと一審裁判所が確認したことは不当ではない。後日、D社が新たな事実に基づいて、A社とB社が本件専利権を侵害したと認めた場合は、D社は侵害訴訟を別途提起することができる。

よって、最高院は二審判決において上訴を棄却し、原判決を支持した。

二審の事件番号：（2024）最高法知民終 1179 号 判決については[こちらのリンク](#)を参照されたい。

### モデル的な意義

本件は、専利権非侵害の確認をめぐる紛争において、専利権者の侵害警告内容の対象が不明瞭で、関連企業の経営に法的に不安な状態が生じた場合、関連企業が提訴の権利を有することを示したものである。同時に、専利権者が、原告および本件製品が警告の対象ではないことを確認し、かつ侵害技術の比較を放棄した場合、裁判所は、専利権非侵害の確認を求める原告の請求を支持し、原告の経営上の不安な状態を解消できることが示された。